

## 野生きのこの流通、販売に係る御協力のお願い

富士吉田市、鳴沢村、富士河口湖町の3市町村で採取された野生きのこからは、食品衛生法で定められた基準値（100ベクレル/kg）を超える放射性物質が検出されております。このため、国の原子力災害対策本部から県に対し、関係自治体及び関係事業者等に出荷の自粛を要請するよう指示が出され、現在も継続しております。

つきましては、野生きのこの流通、販売に係る皆様に、以下の点について御協力いただけますよう、お願い致します。

- 野生きのこの入荷時には、産地を確認し、出荷制限区域の野生きのこは取り扱わないこと
- ※ 山梨県内の3市町村（富士吉田市、鳴沢村、富士河口湖町）以外にも、他県で野生きのこの出荷制限等の措置がとられている市町村がありますので、御注意下さい。詳細は、裏面を御参照下さい。
- 出荷制限区域以外で採取された野生きのこを販売する場合は、産地の市町村名等を表示すること
- 野生きのこの入荷先等の記録を保存すること

※ なお、出荷制限等に係る損害賠償請求については、東京電力（株）へお問い合わせ下さい。

福島原子力補償相談室 電話 0120-926-404

【問い合わせ先】平日：午前8時30分～午後5時15分

山梨県 森林環境部 林業振興課	(電話 055-223-1652)
中北林務環境事務所 森づくり推進課	(電話 0551-23-3088)
峡東林務環境事務所 森づくり推進課	(電話 0553-20-2721)
峡南林務環境事務所 森づくり推進課	(電話 055-240-4167)
富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	(電話 0554-45-7884)

## 野生きのこの出荷制限等の措置状況 (令和元年6月17日現在)

○出荷制限 10県 110市町村、摂取制限 1県 3市町

<青森県>

【出荷制限】 4市町 階上町、青森市、十和田市、鰺ヶ沢町

※ただし、青森市のナラタケ・ムキタケ・クリタケ・ハタケシメジ、十和田市のナラタケ・ブナハリタケ・ムキタケ、鰺ヶ沢町のナラタケ、階上町のナラタケ・クリタケは除く

<岩手県>

【出荷制限】 9市町

一関市、平泉町、陸前高田市、釜石市、奥州市、大船渡市、金ヶ崎町、遠野市、住田町

<宮城県>

【出荷制限】 4市 栗原市、大崎市、仙台市、村田町

<福島県>

【出荷制限】 55市町村

浜通り及び中通りの全市町村並びに猪苗代町、喜多方市、昭和村、磐梯町、会津坂下町、北塙原村、下郷町、会津若松市、只見町、会津美里町、西会津町、三島町、柳津町

※ただし、西会津町のナメコ・ムキタケ、会津美里町のムキタケ、只見町のナメコ・ムキタケ・クリタケ・マイタケは除く

【摂取制限】 3市町 棚倉町、いわき市、南相馬市

<栃木県>

【出荷制限】 12市町

日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町、鹿沼市、矢板市、那須町、大田原市、塩谷町、那須烏山市、茂木町

<群馬県>

【出荷制限】 7市町村

沼田市、東吾妻町、嬬恋村、高山村、安中市、長野原町、みなかみ町

<埼玉県>

【出荷制限】 4町 横瀬町、皆野町、ときがわ町、鳩山町

<長野県>

【出荷制限】 7市町村

軽井沢町、御代田町、小海町、南牧村、佐久市、小諸市、佐久穂町  
※ただし、小海町、南牧村、佐久市、小諸市、佐久穂町のマツタケは除く

<山梨県>

【出荷制限】 3市町村 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村

<静岡県>

【出荷制限】 5市町 小山町、御殿場市、富士市、富士宮市、裾野市

○出荷自肃 3県 3市町、摂取自肃 1県 1市

<茨城県>

【出荷自肃】 1市 高萩市 【摂取自肃】 1市 高萩市

<新潟県>

【出荷自肃】 1町 湯沢町

<山形県>

【出荷自肃】 1町 小国町

※ 最新の情報は、厚生労働省ホームページで御確認下さい。

(ホームページアドレス [https://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/shokuhin.html](https://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html))